

(様式 2)

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 4 年 6 月 8 日

横浜市契約事務受任者
横浜市中区長 小林 英二

1 契約の概要

新山下橋（上流側）の伸縮装置（L=10.5m）の取替工事

2 履行（納品）場所

横浜市中区新山下 1 丁目 3 番地先

3 契約日

令和 4 年 3 月 10 日

4 履行日又は履行期間

令和 4 年 6 月 30 日

5 契約金額

¥12,100,000.-

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市港北区北新横浜 2 - 5 - 1 1

横浜化工建設株式会社

代表取締役 鈴木 啓文

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本工事は、市道山下町第 39 号線の橋梁接続部の伸縮装置が破損したため緊急修理を行うものであり、構造上、早急に伸縮装置の取替を行わないと通行車両が重大な事故を引き起こすおそれがあるため。

8 契約の相手方の選定理由

伸縮装置の専門業者である横浜化工建設株式会社は、平成 27 年 4 月に同橋の別の伸縮装置が破損した際に補修を行った実績があり、橋梁の構造及び現地の交通事情に精通しているため、同業者を選定した。

9 所管課

中区中土木事務所